



高知県佐川町 令和9年度採用「地域おこし協力隊」募集要項

佐川町は高知県のほぼ中央に位置する人口約11,400人の町です。仁淀川の支流が流れ、豊かな山林と田園が広がる美しい景観に恵まれています。また、佐川町の中心部では伝統的な商家住宅や酒造など歴史の風情が感じられる町並みが今も受け継がれています。

本町では、少子高齢化の進行や人口減少とともに、地域コミュニティ及び一次産業の担い手不足が深刻な問題になりつつあります。そのため、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域活性化に繋がる新たな発見や地域コミュニティの担い手として、また、新たな産業の創出等の取り組みを実践するため「地域おこし協力隊」の隊員を募集します。

1. 業務概要、求める人材像

地域おこし協力隊の活動は、次のとおりです。

(1) 自伐型林業の普及と実践

〈業務概要〉

町有林等での研修及び必要な資格取得等の研修を行う。また、作業員としての技術だけでなく、その山に応じた選木・伐倒・間伐・作業道開設等の山の将来像を考えた森林整備の知識及び技術の習得を行う。

〈求める人物像〉

- ・自然が好きで、林業で生計を立てたいと真剣に考えている方
- ・自ら進んで知識や技術の習得に取り組める方

(2) 佐川いちごの栽培

〈業務概要〉

イチゴ部会の指導により、3年後の新規就農を目指して活動を行う。また、部会員の作業を手伝いながら、栽培・管理・収穫・出荷など一連の技術と知識の習得を目指す。

〈求める人物像〉

- ・本気でイチゴの栽培で就農したい方
- ・他人からのアドバイスを素直に受け入れられる方

(3) ニラの栽培

〈業務概要〉

ニラ部会の指導により、3年後の新規就農を目指して活動を行う。また、部会員の作業を手伝いながら、栽培・管理・収穫・出荷など一連の技術と知識の習得を目指す。

〈求める人物像〉

- ・作物を作ることが好きな方
- ・作物に誠実に向き合える方

2. 募集対象

申し込み時に 20 歳以上概ね 50 歳未満の方で 3 大都市圏の都市地域、政令指定都市に居住の方
(自伐型林業普及と実践を応募の方は 20 歳以上概ね 40 歳未満が望ましい。)

(1) 3 大都市圏の都市地域、政令指定都市等(過疎、山村、離島、半島等に該当しない市町村)から転出し、佐川町内に居住及び住民票の異動ができる方

※別添「地域おこし協力隊員の地域要件について」の原則Ⅰを満たしている方

(2) 希望する業務に精通、又は興味があり、期間終了後に佐川町で定住する意欲のある方

(3) 普通自動車免許を取得している方

(自伐型林業の普及と実践に応募の方は、AT 限定不可。)

(4) 文書作成(ワード等)・表計算(エクセル等)・Eメールを使用できる方

(5) 心身共に健康で、誠実に職務ができる方

(6) 好奇心を持って業務に取り組める方

(7) 地域住民と協力しながら、地域を元気にするために精力的に行動できる方

(8) 真摯に人の話に耳を傾けられる方

(9) 地方公務員法第 16 条に定められている次のいずれにも該当しない方

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ・佐川町職員として、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない方
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

3. 募集人員

- | | |
|--------------|------|
| ・自伐型林業の普及と実践 | 2名程度 |
| ・佐川いちごの栽培 | 1名程度 |
| ・二うの栽培 | 1名程度 |

4. 勤務地

佐川町内

5. 身分、雇用形態、期間

新地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員として、佐川町長が任用します。

- ・活動期間 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで。

※なお、活動意欲及び活動実績により、最長3年まで延長可能です。（任用は1年度単位とします。）

ただし、地域おこし協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、活動期間中であってもその職を解くことがあります。

6. 待遇、福利厚生等

- ・給与は月額198,720円
（現行額。ただし、給料表の変更にともない金額が変更となる場合があります。）
- ・年2回の期末勤勉手当あり
- ・年次休暇については労働基準法等関係法令による
- ・住居を貸与（町指定）、または家賃、駐車賃補助あり
※単身者の場合は家賃上限4万円、駐車賃上限5千円(1台分に限る。)
同居者のいる場合は家賃上限5万円、駐車賃1万円(2台分に限る。)
- ・ノートパソコン、公用車の貸与あり（業務に関連した使用に限る。）
- ・業務に必要な物品の貸与あり
- ・共済組合（短期組合員）、厚生年金保険、雇用保険に加入

7. 勤務日及び勤務時間

- ・週4日勤務で、勤務時間は原則として8時30分から17時15分まで（1日当たり7時間45分）

※業務内容によって変わる場合があります。

8. 服務

- ・常に誠意をもって任務に当たり、佐川町個人情報保護法施行条例（令和5年佐川町条例第3号）を順守するとともに、その活動を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはなりません。また、その職を退いた後も、同様とします。
- ・地域おこしの施策等の知識を深めるために自己研鑽に努めなければなりません。
- ・地方公務員法に規定する「職務専念義務」、「信用失墜行為の禁止」等の服務規程が適用されます。

ただし、「営利企業従事等の制限（兼業禁止）」は適用されません。

9. 応募手続

（１）募集期間

令和８年８月２０日（木）～令和９年１月２２日（金）

（２）提出書類（提出された書類は返却しません。）

- ・「地域おこし協力隊」隊員応募用紙（Ａ３で提出して下さい。）
- ・住民票（原本）
- ・作文（Ａ４で書式自由、ワープロ可）

「地域おこし協力隊の活動で活かしたい私の能力」又は「３年間の活動で達成したい目標」のテーマで１２００字程度で作成

（３）提出先等 佐川町まちづくり推進課 地域おこし協力隊担当

（４）提出方法 郵送（※消印有効）

10. 選考

（１）第１次選考

書類選考の上、結果を文書にて通知します。

（２）第２次選考

第１次選考合格者を対象に第２次選考（面接）試験を行います。

原則、対面での面接ですが、オンラインの対応も調整します。（選考にかかる交通費等は応募者負担となります。）

日程等については第１次選考結果を通知の際にお知らせします。

※着任予定日

令和９年４月１日以降を予定していますが、合格者と調整のうえ決定します。

11. 応募及びお問い合わせ先

〒789-1292 高知県高岡郡佐川町甲1650-2

佐川町役場まちづくり推進課 地域おこし協力隊担当

TEL:0889-22-7740 FAX:0889-22-1119

E-mail: sk02010@town.sakawa.lg.jp

佐川町 HP: <https://www.town.sakawa.lg.jp/>